

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

| 物品役務等の名称及び数量          | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地  | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                        | 随意契約によることとした会計法令及び理由（企画競争又公募）   | 予定価格      | 契約金額      | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|-----------------------|---|-----------|--|---|-----------|-----------|-----|----------|----|
| H30東京外環一般旅客自動車供給（その1） | 分任支出負担行為担当官<br>関東地方整備局<br>東京外かく環状国道事務所長<br>四童子 隆<br><br>東京都世田谷区用賀<br>4-5-16<br>TEビル7階 | 平成30年4月2日 | 東京都個人タクシー協同組合<br><br>東京都中野区弥生町<br>5-6-6  | 当事務所は、東京外かく環状道路のうち「関越道～東名高速官」の事業を行い一般連絡用として官用車4第（事務所2台、大泉出張所2台）を利用している。<br>業務の遂行にあたり、本局・沿線地方公共団体・関係機関等との打合せや会議、地域PI等の広報活動などで各地へ赴く必要がある。その際説明資料や書類等を持参するため、公共交通機関の利用では難しく車両が必要となる。現在、事務所保有台数と業務量から考えた場合、どうしても事務所保有台数だけでは不足となることから、業務を円滑かつ効率的な執行をはかるために一般旅客自動車の供給が必要になる。<br>タクシー運賃は、関東地区においてはすべて関東運輸局の許可運賃及び約款によっている。そのため競争性を欠き、相手方を決めるにあたっては、①車両保有台数が多いこと、②連絡体制が整っており迅速な対応が可能なこと、③沿線地域の各所での利用が可能であることが条件となる。<br>以上のように上記相手方は、業界の中でも保有台数が多く都内全域が営業範囲で容易に利用でき、かつ連絡体制が整っており迅速な対応ができるため上記条件に合致することから上記の者と随意契約を行うものである。<br><br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 | 許認可運賃のとおり | 許認可運賃のとおり | -   | -        |    |
| H30東京外環一般旅客自動車供給（その2） | 分任支出負担行為担当官<br>関東地方整備局<br>東京外かく環状国道事務所長<br>四童子 隆<br><br>東京都世田谷区用賀<br>4-5-16<br>TEビル7階 | 平成30年4月2日 | 東都タクシー無線協同組合<br><br>東京都豊島区西池袋<br>5-13-13 | 当事務所は、東京外かく環状道路のうち「関越道～東名高速官」の事業を行い一般連絡用として官用車4第（事務所2台、大泉出張所2台）を利用している。<br>業務の遂行にあたり、本局・沿線地方公共団体・関係機関等との打合せや会議、地域PI等の広報活動などで各地へ赴く必要がある。その際説明資料や書類等を持参するため、公共交通機関の利用では難しく車両が必要となる。現在、事務所保有台数と業務量から考えた場合、どうしても事務所保有台数だけでは不足となることから、業務を円滑かつ効率的な執行をはかるために一般旅客自動車の供給が必要になる。<br>タクシー運賃は、関東地区においてはすべて関東運輸局の許可運賃及び約款によっている。そのため競争性を欠き、相手方を決めるにあたっては、①車両保有台数が多いこと、②連絡体制が整っており迅速な対応が可能なこと、③沿線地域の各所での利用が可能であることが条件となる。<br>以上のように上記相手方は、業界の中でも保有台数が多く都内全域が営業範囲で容易に利用でき、かつ連絡体制が整っており迅速な対応ができるため上記条件に合致することから上記の者と随意契約を行うものである。<br><br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 | 許認可運賃のとおり | 許認可運賃のとおり | -   | -        |    |
| H30東京外環一般旅客自動車供給（その3） | 分任支出負担行為担当官<br>関東地方整備局<br>東京外かく環状国道事務所長<br>四童子 隆<br><br>東京都世田谷区用賀<br>4-5-16<br>TEビル7階 | 平成30年4月2日 | 東京四社営業委員会<br><br>東京都中央区日本橋本町<br>4-15-11  | 当事務所は、東京外かく環状道路のうち「関越道～東名高速官」の事業を行い一般連絡用として官用車4第（事務所2台、大泉出張所2台）を利用している。<br>業務の遂行にあたり、本局・沿線地方公共団体・関係機関等との打合せや会議、地域PI等の広報活動などで各地へ赴く必要がある。その際説明資料や書類等を持参するため、公共交通機関の利用では難しく車両が必要となる。現在、事務所保有台数と業務量から考えた場合、どうしても事務所保有台数だけでは不足となることから、業務を円滑かつ効率的な執行をはかるために一般旅客自動車の供給が必要になる。<br>タクシー運賃は、関東地区においてはすべて関東運輸局の許可運賃及び約款によっている。そのため競争性を欠き、相手方を決めるにあたっては、①車両保有台数が多いこと、②連絡体制が整っており迅速な対応が可能なこと、③沿線地域の各所での利用が可能であることが条件となる。<br>以上のように上記相手方は、業界の中でも保有台数が多く都内全域が営業範囲で容易に利用でき、かつ連絡体制が整っており迅速な対応ができるため上記条件に合致することから上記の者と随意契約を行うものである。<br><br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 | 許認可運賃のとおり | 許認可運賃のとおり | -   | -        |    |

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

| 物品役務等の名称及び数量          | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地  | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                             | 随意契約によることとした会計法令及び理由（企画競争又公募）   | 予定価格      | 契約金額      | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|-----------------------|---|-----------|---|---|-----------|-----------|-----|----------|----|
| H30東京外環一般旅客自動車供給（その4） | 分任支出負担行為担当官<br>関東地方整備局<br>東京外かく環状国道事務所長<br>四童子 隆<br><br>東京都世田谷区用賀<br>4-5-16<br>TEビル7階 | 平成30年4月2日 | 東京無線協同組合<br><br>東京都新宿区百人町<br>2-18-12          | 当事務所は、東京外かく環状道路のうち「関越道～東名高速官」の事業を行い一般連絡用として官用車4第（事務所2台、大泉出張所2台）を利用している。<br>業務の遂行にあたり、本局・沿線地方公共団体・関係機関等との打合せや会議、地域PI等の広報活動などで各地へ赴く必要がある。その際説明資料や書類等を持参するため、公共交通機関の利用では難しく車両が必要となる。現在、事務所保有台数と業務量から考えた場合、どうしても事務所保有台数だけでは不足となることから、業務を円滑かつ効率的な執行をはかるために一般旅客自動車の供給が必要になる。<br>タクシー運賃は、関東地区においてはすべて関東運輸局の許可運賃及び約款によっている。そのため競争性を欠き、相手方を決めるにあたっては、①車両保有台数が多いこと、②連絡体制が整っており迅速な対応が可能なこと、③沿線地域の各所での利用が可能であることが条件となる。<br>以上のように上記相手方は、業界の中でも保有台数が多く都内全域が営業範囲で容易に利用でき、かつ連絡体制が整っており迅速な対応ができるため上記条件に合致することから上記の者と随意契約を行うものである。<br><br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 | 許認可運賃のとおり | 許認可運賃のとおり | -   | -        |    |
| H30東京外環一般旅客自動車供給（その5） | 分任支出負担行為担当官<br>関東地方整備局<br>東京外かく環状国道事務所長<br>四童子 隆<br><br>東京都世田谷区用賀<br>4-5-16<br>TEビル7階 | 平成30年4月2日 | (株)グリーンキャブ<br><br>東京都新宿区戸山<br>3-15-1          | 当事務所は、東京外かく環状道路のうち「関越道～東名高速官」の事業を行い一般連絡用として官用車4第（事務所2台、大泉出張所2台）を利用している。<br>業務の遂行にあたり、本局・沿線地方公共団体・関係機関等との打合せや会議、地域PI等の広報活動などで各地へ赴く必要がある。その際説明資料や書類等を持参するため、公共交通機関の利用では難しく車両が必要となる。現在、事務所保有台数と業務量から考えた場合、どうしても事務所保有台数だけでは不足となることから、業務を円滑かつ効率的な執行をはかるために一般旅客自動車の供給が必要になる。<br>タクシー運賃は、関東地区においてはすべて関東運輸局の許可運賃及び約款によっている。そのため競争性を欠き、相手方を決めるにあたっては、①車両保有台数が多いこと、②連絡体制が整っており迅速な対応が可能なこと、③沿線地域の各所での利用が可能であることが条件となる。<br>以上のように上記相手方は、業界の中でも保有台数が多く都内全域が営業範囲で容易に利用でき、かつ連絡体制が整っており迅速な対応ができるため上記条件に合致することから上記の者と随意契約を行うものである。<br><br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 | 許認可運賃のとおり | 許認可運賃のとおり | -   | -        |    |
| H30東京外環一般旅客自動車供給（その6） | 分任支出負担行為担当官<br>関東地方整備局<br>東京外かく環状国道事務所長<br>四童子 隆<br><br>東京都世田谷区用賀<br>4-5-16<br>TEビル7階 | 平成30年4月2日 | チェッカーキャブ<br>無線協同組合<br><br>東京都中央区銀座<br>8丁目11-1 | 当事務所は、東京外かく環状道路のうち「関越道～東名高速官」の事業を行い一般連絡用として官用車4第（事務所2台、大泉出張所2台）を利用している。<br>業務の遂行にあたり、本局・沿線地方公共団体・関係機関等との打合せや会議、地域PI等の広報活動などで各地へ赴く必要がある。その際説明資料や書類等を持参するため、公共交通機関の利用では難しく車両が必要となる。現在、事務所保有台数と業務量から考えた場合、どうしても事務所保有台数だけでは不足となることから、業務を円滑かつ効率的な執行をはかるために一般旅客自動車の供給が必要になる。<br>タクシー運賃は、関東地区においてはすべて関東運輸局の許可運賃及び約款によっている。そのため競争性を欠き、相手方を決めるにあたっては、①車両保有台数が多いこと、②連絡体制が整っており迅速な対応が可能なこと、③沿線地域の各所での利用が可能であることが条件となる。<br>以上のように上記相手方は、業界の中でも保有台数が多く都内全域が営業範囲で容易に利用でき、かつ連絡体制が整っており迅速な対応ができるため上記条件に合致することから上記の者と随意契約を行うものである。<br><br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 | 許認可運賃のとおり | 許認可運賃のとおり | -   | -        |    |

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

| 物品役務等の名称及び数量              | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地  | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                      | 随意契約によることとした会計法令及び理由（企画競争又公募）  | 予定価格 | 契約金額               | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考                  |
|---------------------------|---|-----------|--|--|------|--------------------|-----|----------|---------------------|
| 平成30年度東京外環TEビル清掃業務        | 分任支出負担行為担当官<br>関東地方整備局<br>東京外かく環状国道事務所長<br>四童子 隆<br>東京都世田谷区用賀<br>4-5-16<br>TEビル7階 | 平成30年4月2日 | テルヤ電機（株）<br>東京都大田区東蒲田<br>2-30-18       | 本業務は、東京外かく環状国道事務所分室内の快適な職場環境を維持するため、日常及び定期的な清掃野契約をするものである。<br>現在、当事務所はテルヤ電機（株）の管理する建物に入居しており、当建物の管理規則には管理者が実施することとなっているため、本件を行えるのは上記業者以外にはない。<br>以上の理由から上記業者と契約を行うものである。<br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項   | 非公表  | ¥3,327,272         | 非公表 | —        |                     |
| H30単価契約東京外環不動産鑑定評価業務（その1） | 分任支出負担行為担当官<br>関東地方整備局<br>東京外かく環状国道事務所長<br>四童子 隆<br>東京都世田谷区用賀<br>4-5-16<br>TEビル7階 | 平成30年4月3日 | 服部不動産鑑定（株）<br>東京都豊島区東池袋<br>3-1-4-1203  | 本業務は、東京外かく環状国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行わせるものである。<br>本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。<br>服部不動産鑑定（株）は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った者であり、上記業者と契約を締結するものである。<br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項    | 非公表  | ¥145,000<br>（基準単価） | 非公表 | —        | 単価契約<br>¥2,081,160  |
| H30単価契約東京外環不動産鑑定評価業務（その2） | 分任支出負担行為担当官<br>関東地方整備局<br>東京外かく環状国道事務所長<br>四童子 隆<br>東京都世田谷区用賀<br>4-5-16<br>TEビル7階 | 平成30年4月3日 | （株）宮本不動産鑑定事務所<br>茨城県猿島郡境町1<br>04-5     | 本業務は、東京外かく環状国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行わせるものである。<br>本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。<br>（株）宮本不動産鑑定事務所は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った者であり、上記業者と契約を締結するものである。<br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 | 非公表  | ¥145,000<br>（基準単価） | 非公表 | —        | 単価契約<br>¥2,081,160  |
| H30単価契約東京外環不動産鑑定評価業務（その3） | 分任支出負担行為担当官<br>関東地方整備局<br>東京外かく環状国道事務所長<br>四童子 隆<br>東京都世田谷区用賀<br>4-5-16<br>TEビル7階 | 平成30年4月3日 | 片岡不動産鑑定士事務所<br>東京都板橋区成増1<br>-30-10-907 | 本業務は、東京外かく環状国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行わせるものである。<br>本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。<br>片岡不動産鑑定士事務所は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った者であり、上記業者と契約を締結するものである。<br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項   | 非公表  | ¥145,000<br>（基準単価） | 非公表 | —        | 単価契約<br>¥13,390,920 |
| H30単価契約東京外環不動産鑑定評価業務（その4） | 分任支出負担行為担当官<br>関東地方整備局<br>東京外かく環状国道事務所長<br>四童子 隆<br>東京都世田谷区用賀<br>4-5-16<br>TEビル7階 | 平成30年4月3日 | 東西アレイザル<br>東京都調布市八雲台<br>1-37-14        | 本業務は、東京外かく環状国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行わせるものである。<br>本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。<br>東西アレイザルは、企画提案書において総合的に優れた提案を行った者であり、上記業者と契約を締結するものである。<br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項       | 非公表  | ¥145,000<br>（基準単価） | 非公表 | —        | 単価契約<br>¥13,390,920 |

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

| 物品役務等の名称及び数量          | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地  | 契約を締結した日   | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                                     | 随意契約によることとした会計法令及び理由（企画競争又公募）  | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|-----------------------|---|------------|---|--|------|------------|-----|----------|----|
| H30東京外環事業説明パンフレット作成業務 | 分任支出負担行為担当官<br>関東地方整備局<br>東京外かく環状国道事務所長<br>柴田 芳雄<br><br>東京都世田谷区用賀<br>4-5-16<br>TEビル7階 | 平成30年8月28日 | (株)MBCプロ<br>デュース<br><br>東京都中央区新川2<br>-1-4<br>ブルーナビル2階 | 本業務は、東京外かく環状道路の事業内容、工事状況、整備効果を一般の方にわかりやすく照会し、理解促進や事業のPRをはかるためのパンフレットを作成することを目的とする。<br>本業務を遂行するためには、高度な企画提案を必要とすることから、業務の実施方針及び手法と子供等の一般の方にわかりやすい整備効果や工事技術を題材としたパンフレットの作成方法等を含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。<br>株式会社MBCプロデュースは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を締結するものである。<br><br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 非公表  | ¥4,892,400 | 非公表 | -        |    |